社会福祉法人石巻市社会福祉協議会ボランティアセンター

ボランティア個人・団体活動登録要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、社会福祉法人石巻市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）

ボランティアセンター設置運営規程に基づき、ボランティア活動を行おうとする個人及び団体の登録等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（登録要件等）

第２条　ボランティア活動を行おうとする個人及び団体で本会が設置する社協ボランテ

ィアセンター（以下「センター」という。）に登録できるものは、原則として次の各号

に定める要件を満たすものとする。

1. 石巻市内を主な活動拠点とし、ボランティア活動や地域福祉活動に取り組む個人または団体であること。
2. 公益性や社会性のあるボランティア活動を目的とし、政治活動や宗教活動、営利活動を目的としないこと。
3. 本会が行う事業に参加、協力が可能であること。
4. 原則として、社協が取り扱うボランティア活動保険またはそれに準ずる保険に加入している個人または団体であること。

２　本会は、前項各号に規定する要件を満たすものに対し、近年多発する自然災害等に対応するため、本会が運営する災害ボランティアセンターへのボランティア登録並びに活動協力について働きかけを行うものとする。

（登録手続）

第３条　センターに登録を希望する個人及び団体は、ボランティア登録カード（個人用・団

体用：様式１）を本会会長に提出する。ただし、本会会長は必要に応じ関係書類の提出を

求めることができるものとする。

２　センターに登録した個人または団体は、登録した内容に変更が生じた場合、センターに報告するものとする。

（登録期間）

第４条　ボランティアの登録期間は毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年間とする。

　年度途中の登録期間については、登録した年度の３月３１日までとする。但し、登録期間

満了までに申し出がない場合は、登録を１年間延長するものとし、その後も同様とする。

（登録取消）

第５条　本会は、センターに登録した個人または団体が以下のいずれかに該当すると認め

た場合、登録を取り消すことができるものとする。

1. 第２条に非該当となった場合
2. 個人または団体の登録者より辞退の申し出があった場合
3. 登録団体が解散した場合
4. センターとの連絡がとれない場合
5. その他、本会会長が不適格と認めた場合

（登録者への支援）

第６条　センターは、登録者（個人または団体）に対し、次の支援を行う。

1. ボランティア活動に関する情報提供
2. ボランティア活動に関する相談及び助言
3. ボランティア活動の斡旋及び紹介
4. 活動助成制度に基づく助成
5. センターが所有する備品等の貸出
6. センターが主催する交流会・研修会等の案内
7. その他のボランティア活動に必要な支援

（個人情報保護）

第７条　センターは、本会が定める「個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）」

に基づき、実施するすべての事業において、センターに登録された個人情報を正しく取り

扱い、かつ適正に管理するものとする。また、行政並びに関係機関・団体よりボランティ

アの要請とともに個人情報の提供を求められた場合は、本人の承諾があった場合、個人情

報を提供するものとする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

２　平成１８年４月１日施行のボランティア団体・個人活動登録要領は廃止する。